

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成25年4月2日(火)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成25年4月1日に遡及して適用。

## 4. 概要

情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成25年3月29日付け)を踏まえた総務省からの要請を受けて、NTT東西より、専用線等の実際費用方式を適用する平成25年度の接続料の改定に関する接続約款の変更申請(平成25年1月22日付け。以下「当初申請」という。)について補正申請があったもの。

## II 補正内容

### 1. 一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続料の再算定(NTT東日本のみ)

ドライカップに係る接続料については、当初申請では、実際費用方式により算定される他の接続料と同様、平成23年度に計上された災害特別損失のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度特別損失に係る見積もり差額(特別利益)を減算したものを算入した原価が用いられていた。

この点について、平成25年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「情郵審答申」という。)において、「ドライカップ接続料に係る災害特別損失相当分については、その一部を平成26年度のドライカップ接続料原価に繰り延べて、平成25年度接続料の上昇を抑制することが適当」との考え方が示された。

また、災害特別損失の繰延べの具体的な水準については、情郵審答申において、「繰り延べ措置の目的が接続料の急激な上昇を抑制することであることに鑑み、また、平成24年度においても災害特別損失が発生していることを考慮し、平成25年度と平成26年度の災害特別損失の負担が同程度となる見込みの水準とすることが適当」との考え方が示された。

本件申請は、これを受けて、ドライカップ接続料について、平成25年度接続料と平成26年度接続料における災害特別損失の影響額が同程度となるよう、その一部について平成26年度接続料原価に繰り延べる措置を行って平成25年度接続料を再算定し、補正するものである。

なお、当該措置については、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)に規定がないため、本件申請に当たり、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

	単位	平成25年度補正申請 (当初申請との差額)	平成25年度当初申請	平成24年度
		NTT東日本	NTT東日本	NTT東日本
ドライカップ(回線部分) ※	1回線ごとに月額	1,300円 (▲14円)	1,314円	1,247円

※タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

### 2. 公衆電話機能(公衆電話及びデジタル公衆電話)の接続料の再算定

公衆電話機能に係る接続料については、当初申請では、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用並びにこれらに係る調整額を算入した原価が用いられていた。

この点について、情郵審答申において、「公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能に関し、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストに係る調整額を除いて再算定することが適当」との考え方が示された。

本件申請は、これを受けて、公衆電話機能に係る接続料について、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTSコストに係る調整額を除いて再算定し、補正するものである。

なお、公衆電話機能のうち、デジタル公衆電話発信機能については、再算定の結果、NTT東西とも料金水準に変化が生じなかったことから、本件申請において接続料の補正はなされていない。

また、当該措置については、接続料規則に規定がないため、本件申請に当たり、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

	単位	平成25年度補正申請 (当初申請との差額)		平成25年度当初申請		平成24年度	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	3分当たり	226.89円 (▲0.94円)	197.69円 (▲0.25円)	227.83円	197.95円	161.93円	165.80円